

感染症にかかったら

「治癒証明書」または「治癒報告書」の提出をお願いしています。

学校において予防すべき感染症（インフルエンザ等、以下をご参照ください）にかかった場合は出席停止となります。出席停止は学校感染症の蔓延防止のための措置です。出席停止期間については、主治医の指示に従ってください。出席停止期間中は、ご家庭でゆっくり静養し、回復に努めてください。

治癒証明書については次の通りです。

【西東京市医師会に加盟している医療機関にかかった場合】

その医療機関にある「治癒証明書」（加盟している医療機関では無料）の用紙に医療機関から記入していただき、お子さまにお持ちください。

【西東京市医師会に加盟していない医療機関にかかった場合】

その医療機関にある「治癒証明書」に記入していただくと文書料がかかることがありますので、本校ホームページから「治癒報告書」をダウンロードしていただき、保護者の方が記入していただくことで治癒証明書に代えることができます。登校時お子さまにお持ちください。

※上記どちらの場合も、「新型コロナウイルスに感染した場合」は、保護者の方が「治癒報告書」を記入し、学校へご提出ください。

学校において予防すべき感染症

第一種感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

第二種感染症

百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

第三種感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

その他の感染症〈溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、感染性胃腸炎〉